

# 山林を所有する皆さんへ



## 地域森林計画の対象区域の伐採（間伐を含む）及び伐採後の造林には届出が必要です

地域森林計画の対象となっている民有林の立木（保安林及び保安施設地区を除く。）を伐採（間伐含む）するためには事前に手続きが必要で、伐採予定のある方は、伐採を開始する日の90日前から30日前までの間に、森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種などを記載した「伐採及び伐採後の造林の届出書」を作成し、町長に提出してください。

この届出は、森林所有者だけでなく、森林所有者から伐採の依頼を受けて実際に伐採する方が届出することも可能です。届出の様式など、詳しいことは役場産業振興課または、歌津総合支所産業建設課まで

お問い合わせください。

なお、この届出は森林法（昭和26年法律第249号）に規定され、提出した方には適合の通知または変更の命令を出すこととなりますが、届出書を提出しないで立木を伐採した場合や当該変更命令に違反したときには30万円以下の罰金に処せられることとなりますので、ご注意ください。

また、平成18年4月からグリーン購入法により、国及び独立行政法人などが調達する木材・木材製品は、合法性・持続可能性の証明が必要となります。合法性・持続可能性の証明する資料として、伐採及び伐採後の造林届出書や森林施業計画の認定書などが必要となります。

## 松くい虫被害の早期発見と伐倒駆除に努めましょう

本町の松くい虫被害木は昭和52年ころに発見され、その

後徐々に被害が拡大したため、昭和61年より神割崎を中心とした防除事業が始まりました。しかし、近年松くい虫被害は、海岸部から内陸部に拡大し、まん延化しています。町内主要道路付近法面の上部などに松くい虫被害木が多く見られます。そのまま放置しておくと被害が拡大する恐れがあります。

また、被害木が枯朽倒壊し、通行人にけがや車両事故、家屋損壊などが生じる恐れもあります。この場合、その森林所有者に損害賠償請求がなされます。

森林所有者の皆様方には、そのようなことが無いよう早期発見と伐倒駆除に努めましょう。

なお、伐倒駆除等の相談など、詳しくは役場産業振興課または、歌津総合支所産業建設課までお問い合わせください。

### 問い合わせ

産業振興課 ☎46・1379  
歌津総合支所産業建設課  
☎36・3923